

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会
第3回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年8月9日（金） 午後3時00分～午後5時55分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第が1枚となっております。以上です。

【部会長】 次に、事務局から「定足数」及び「会議の公開状況」を報告してください。

【指導官】 委員の出席状況を報告します。本日は、全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月29日から8月5日まで掲示いたしました結果、報道機関を含めまして5名の傍聴希望者があり、本日4名の方が傍聴されますので併せてご報告いたします。

なお、傍聴人のうち報道機関の方には頭撮りを許可しておりますのでご承知おきください。

【部会長】 本日の会議は採決を除き原則公開としております。

ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを傍聴人の方々は予めご承知おき願います。

【部会長】 では、会議次第2の金額審議に入ります。前回審議では、労使の間で金額に開きがあり、今回の専門部会に持ち越すことになっていました。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【景山委員】 現在、あと15県程度決まっていない状況に入っておりまして、1日も早く最低賃金をセーフティーネットとして改めていくために今日終われるように努力して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

【部会長】 それでは、これからは休会といたします。委員の方々は各々別室にてお待ちください。傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休会、傍聴人退室)

(再開、傍聴人入室)

【部会長】 会議を再開します。労使それぞれ具体的な金額をいただき、当初労働者側がプラス68円、使用者側はプラス50円でしたが、公労、公使協議において、労働者側からプラス68円、使用者側からプラス50円の提示があり、本日の段階では18円の開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第4回の専門部会以降において行いたいと思います。それぞれ詰めていただくようお願いします。

【部会長】 会議次第の3番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室 長】 次回専門部会の日程の確定をお願いしたいと思います。次回、8月13日の火曜日午後1時30分から開催候補日としておりますがいかがでしょうか。

(「結構です。」)

【部会長】 それでは次回第4回専門部会は8月13日火曜日の13時30分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。